

教科書採択Q&A

—誤った9つの主張と1つの質問

平成26年3月11日
一般社団法人新しい歴史教科書をつくる会
教科書採択推進委員会（第2委員会）作成

はじめに

会員の皆様がいくら自由社の教科書が教育基本法や学習指導要領に最も準拠しているから大変良い教科書だと力説しても、世間一般の人々や、あろうことか教育委員、議会人の中にまで、声高に叫ぶ反対陣営の悪宣伝に馴らされて、誤った先入観にとらわれている様子が見てとれます。

そこで「つくる会」第2委員会では、つくる会会員はもとより、良識ある教育委員、選良たる議会人の皆様に、教科書採択に関する正しい認識や理解を得てもらうため、日々よく耳目に触れる悪宣伝を論破できるよう、参考資料としてQ&Aを提供します。反対陣営を前にしてもぶれないで説明できるよう、どうぞ活用してください。

さあ、教科書採択をめぐる相手が次のように主張してきたら、どう論破しますか？

- | | |
|---|---------|
| Q 1. 教科書は文部科学省の検定を経て合格したものばかりであるから、
どれを選んでも問題はない。 | ・・・ P 1 |
| Q 2. 使いやすさなどの観点から、学校の教員に選ばせたらよい。 | ・・・ P 2 |
| Q 3. 教育権は教師にある。「採択における教員の判断」を尊重せよ。 | ・・・ P 3 |
| Q 4. 文部科学省検定意見のつかない「東京書籍」が選ばれるのは当然だ。 | ・・・ P 3 |
| Q 5. 教育委員会が採択選定資料で優劣をつけることは、独禁法違反だ。 | ・・・ P 4 |
| Q 6. 教科書採択に関し議会が教委の採択に注文を付けることは、
教育基本法第16条の定める「教育の不当な支配」、「政治介入」に当たる。 | ・・・ P 5 |
| Q 7. 観点別比較段階評価方法は、自由社の教科書に誘導するためのものだ。 | ・・・ P 5 |
| Q 8. 学界・学会の通説に従うべきではないか。 | ・・・ P 6 |
| Q 9. 学習指導要領では、「言語活動」を重視しているが、
自由社はその点では評価が低い。 | ・・・ P 7 |
| Q10. 「つくる会」は歴史・公民教科書を通じてどういう子供に育てようとしているのか。
そしてどのような採択戦を望んでいるのか。 | ・・・ P 8 |

.....

Q 1. 教科書は文部科学省の検定を経て合格したものばかりであるから、どれを選んでも問題はない。
--

A 1. 教科書全てが広義には法令に準拠したとしても、個々の教科書で何に重きを置くかは自ずと異なり、そのことは検定でも前提とされている。しかしこの中からどのような教科書で子供たちに教えたかという観点の下にその優劣差異を見抜けるかどうかで、教育委員の質がわかる。優劣がないものの中から選ぶというのであるなら、サイコロでも振って決めればよいことになる。
--

解説：こういう主張を驚くことに教育委員が実際に口にしています。練馬区教育委員会の議事録を見ると、委員の一人は「教科書の内容については、既に学習指導要領に準拠したものかどうかを調べると

ということについては、文部科学省のほうで審査をした検定教科書ということであるので、この仕事はもう既に教科書調査官のほうでなさっているということで、私たちがこの場でその内容が書かれてしかるべきかどうかというようなことを、精査するということはできないことだというふうを考える」とはつきり発言しています。しかしその考えは間違いです。なぜならば検定合格した教科書といえどもその中身は、教育基本法、学習指導要領の遵守の度合いにおいて大きな差があるからです。

そのことを簡単に証明できる資料の1つに「編修趣意書」があります。編修趣意書は、教科書会社は検定申請する際に添付する書類の1つとして提出することが義務付けられています。それは、改正教育基本法第2条の目標に書かれている目標事項が、自社の教科書にはどこに記載してあるか、ということ具体的に明示するようになっているものです。いわば教科書の仕様書かカタログのようなものです。

その編修趣意書には実際何が書かれているのでしょうか。驚くべきことに、各社、網羅的な表現の「教育の目標」の中から、自己に都合のよい部分だけを取り出したり、あるいはまったくこじつけたりしながら、実際には教育基本法を蔑ろにして教科書作りをしている様子が手に取るようになります。

このように「教育の目標」を裏読み・別解釈をして、教育基本法の改正の趣旨を骨抜きにしているのです。それに対して教科書調査官は何ら点検せず指導をしていません。つまり検定段階では、教科書会社が改正教育基本法や改訂学習指導要領に準拠したといかに誤魔化しても、見逃しているのです。つまりは検定とはいっても、教科書の個々の記述が合格の幅の中に収まっているかを認定するに過ぎず、教育基本法を遵守させることの保証にはなっていないのです。

さらには検定基準自体が政治的産物であって、昭和57年に発生した教科書誤報事件という、恐るべき落とし穴に政府がはまってしまい、「**近隣諸国条項**」という拘束具を自ら装着してしまったのです。中でも近現代史に関しては自国の歴史を主体的に書くより、隣国から見た歴史を盛り込まれる、倒錯状態にあります。そうした現在の教科書検定には重大な欠陥があります。

Q2. 使いやすさなどの観点から、学校の教員に選ばせたらよい。

A2. 残念ながら例えば国歌・国旗も疎外するような教員もおり、特に社会科では活発に活動しており、教員に選ばせると、偏った判断が出ることになりやすい。教員の判断は地域住民や父母の期待するものとは異なることがあるので、教員には任せてはならない。

解説：教育委員が教科書を選ぶ場合、現場教員の使い勝手や児童生徒の知的レベルを意識して、見た目の綺麗さ、見映えや体裁などに、どうしても目が行きがちになり、ややもすると中身の審査を軽視しがちになります。それでは必ずしもよい教科書の採択にはつながりません。過去の経験に照らしその問題が社会的にも指摘されたため、文部科学省自身、前問で述べた検定の限界を踏まえて、教科書採択に当たっては、「体裁や見映えで選んではいけない、内容をしっかり比較研究しなさい」と以下のような指導通達を出しています。

「教科書の改善について(通知)」(平成21年3月30日付) 20文科初第8075号より

公正かつ適切な教科書採択の実施について

(1) 教科書の採択に当たっては、教科書の装丁や見映えを重視するのではなく、内容を考慮した、十分な調査研究が必要であること。具体的には教育基本法の改正や新学習指導要領の趣旨を踏まえて各採択権者の権限と責任の下、十分な調査研究が行われ適切な採択がなされることが必要であること。

ここでいう「内容を考慮した」とは、いうまでもなく教育基本法に定める教育の目標、あるいは学習指導要領に準拠して記述しているかどうかということです。しかも採択の責任・権限はあくまでも教育委員会にあり、まずは教科書の記述内容を十分に比較検証すべきだとしています。ただ単に教員の使いやすさという評判や、装丁や見映えを重視して選べばよいとする主張は、実際には教員との摩擦を避けるための方便となっています。教育委員は地域住民や父母の静かな願いに耳を澄ませ、その職責を十分果たしていただきたいものです。

Q 3. 教育権は教師にある。「採択における教員の判断」を尊重せよ。

A 3. 教育権は主権者の意を体した国にある。また子供の教育は親が第一義的責任を負っている（教育基本法第10条）。教科書採択は法令に則り教育委員会がこれを行うものである。

解説：国民を教育する権利や権限は教師に独占的にあるという意味の「教育権は教師にある」という主張があります。日本教育学会などは、ILO・ユネスコの勧告を持ち出して、そのように主張し、まるで我が国が遅れているかのような宣伝をしますが、勧告の文言をよく調べてみれば、このようなことは書いているわけではなく、当たり前のことが書いてあるだけです。しかも、国連勧告に対しては各国に解釈権があり、日本政府は閣議で「条約機関が出している勧告とは解釈指針で、法的拘束力は持たない」としています。戦後民主教育の害を是正し改革するための教育政策を揶揄したり、非難したりするために、次から次へと国連勧告などを担ぎ出し、外圧として利用する不毛な争いは終わりにしていただきたいものです。

そもそもこの勧告は教育に関する国家の役割として、「10-(c)：教育は、一般公共の利益に役立つ基本的重要性をもつ業務であるから、国家の責任であることが認識されなければならない。国家は十分に学校を分布し、そこで無償の教育を行い、貧しい児童に物質的援助を与えなければならない」としています。その上で教育政策については、「10-(k)：教育政策とその明確な目標を決定するためには、文化団体、研究・調査機関はもちろんのこと、権限ある当局、教員、使用者、労働者および父母等の各団体ならびに文化団体、研究調査機関の間で、緊密な協力が行なわれなければならない」としています。教育上の国家の責任と、当局の権限を明確に示した上で、教師の役割として「61：（中略）承認された計画の枠内で、教育当局の援助を受けて教材の選択と採用、教科書の選択、教育方法の採用などについて不可欠な役割を与えられるべきである」と述べています。

すなわちILO・ユネスコの勧告が示している教員の役割とは、教育当局の教育方針の下で、その援助を受けて、教科書選択に参画するだけです。「教員の採択権、教育権」などといった言及はありません。したがってILO・ユネスコの勧告からは、「採択における教員の判断を尊重せよ」という主張は導き出せません。

教員は地域住民の代表でもなければ、子供の保護者の代表でもありません。その点、教育委員会は地域住民や保護者の教育意思を体して、責任をもって教科書の採択する立場にあります。

ILO・ユネスコ共同専門家委員会（CEART）は、教育当局が、社会の変化から要請されている課題と責任を有することを明らかに認めています。そして、近年の関心事はもっぱら教員の質の低下や指導力不足教員の処遇、評価制度に集中しています。

要するに教科書採択は、教育委員会の場において慎重かつ公正な審議を経て定められた教育方針や採択基準に照らし合わせて、教育委員会の責任においてなされるべきものです。

高校歴史教科書の採択に関して近年話題になりました。高校教科書の採択は、慣例上個々の高等学校で採択要望を出し教育委員会が追認する形を取るのが通常ですが、ある特定の教科書（実教出版）は、公立学校における国旗国歌の指導を強制として表現していたため、これは当該自治体および教育委員会の教育方針と相容れないものとして、採択しなかった事例があります（東京都、神奈川県、大阪府）。たとえ文部科学省が検定合格させたものであり、学校教員が推薦したものであっても、教育委員会の教科書採択のための絶対要件に照らして受け容れがたい部分が含まれている場合には、最終的採択権限者として教育委員会がその権限を行使して、問題教科書の採択を拒否しなければならないのです。

Q 4. 文部科学省検定意見の付かない「東京書籍」が選ばれるのは当然だ。

A 4. 「東京書籍」は我が国よりも中韓の主張を代弁するように感じられて問題がある。

また、教育委員会と学校現場に対する「東京書籍」の多額の経費をかけた営業活動は、教育とそぐわず弊害を生じている。

解説：文部科学省の検定に携わる教科書調査官は、日中間、日韓間でいさかいになる政治外交的諸問題に関することは、できるだけ中国や韓国側の意見に従うように、検定基準における「近隣諸国条項」を盾にとって指導しています。そのような指導の下、教科書業界最大手の東京書籍（以下「東書」）の教科書はまず検定意見が付きません。それは「東書」がいわば教科書調査官の指導方針にかなない、指導方針に基づいた教科書を制作するからです。

検定意見を恐れ、1度検定合格をした旧版からあまり変えず惰性で作成したり、他社の検定合格教科書を模倣したりしていれば検定意見は少なくなります。しかし自由社教科書に見られるような歴史認識にかかわる論争的な表現があると教科書調査官は「誤解を招くおそれがある」と称して修正を求めてきます。検定意見がたくさん付くということが何か不名誉なことのように喧伝されそうですが、それはむしろ歴史の歪曲に屈せず、また新しい事象や研究成果を取り入れ、内容的に確かな教科書作りをしている証拠だと見て差し支えありません。「検定意見が付かないことが必ずしも良い教科書ではない」とはっきり言えます。

市区町村の教育委員会においても、「東書」のような全国的に広く使われている教科書なら、採択しても面倒な批判を浴びることはなく、事務的に楽だし、教員の声を反映しているからという理由で採択している事例が多数あります。お役所的事なかれ主義が表れています。

さらには「東書」が中身本位で選ばれているならまだいいでしょうが、中身ではなく世間の目から隠されている不審な営業活動の結果だとしたら、それは問題です。「東書」の営業に関する不祥事をご紹介します。

(1) 宮城県仙台市では、「採択前に教科書の見本本配布 東京書籍」(平成23年7月10日付、産経新聞)という記事が載りました。教員に事前に見本本を配布するという、違法行為をやっていたこととなります。

(2) 埼玉県蓮田市では、社会科副読本の制作・印刷などの諸々の業務を随意契約で20年にわたり、「東書」に丸投げしてきましたが、それを指摘されても教員が作ったと言い逃れをしました。また蓮田市では小学校から中学校まで、使用上の一貫性があるからといって「東書」を採択してきたのです。

そうした教育現場への便宜供与にどっぷりつかって同じ教科書を採択し続ければ、教員は教材研究を怠るようになり、教員の資質が低下するようになります。教科書採択を教員に任せると、安易に流れがちであり、長期間にわたって同一教科書が使用され続けるという弊害が生じます。

Q 5. 教育委員会が採択選定資料で優劣をつけることは、独禁法違反だ。

A 5. 家庭の主婦が自分の子供たちに向けて多くの食品メーカーのうちから何を食べさせるかを決めるのと同じであり、独禁法違反でない。教科書採択は独禁法違反でない。

解説：独禁法違反というのは、恐らく教科書採択に関する宣伝行為等について書かれた平成19年の文部科学省通知のことを指して言っているのでしょう。通知には教科書採択に関して禁止する行為として、「他社教科書との比較対照や他社教科書における誤謬を利用した宣伝行為」などという文言が見られます。採択関係者（教育委員など）は、教科書会社間のそうした誘導・宣伝行為に左右されないように、という意味で注意喚起するものですが、独禁法の適用対象者はあくまでも各教科書発行者であり、教科書を製作販売する教科書会社が他社の教科書に対してこのような宣伝行為を禁止して、教科書会社は公正かつ自由な競争の下で採択に臨むべきだとするのがこの通知の趣旨です。

一方、教育委員会に上げられる選定資料は、一定の採択方針に基づくものであれば、それがたとえ教科書の記述の優劣がわかるものであっても、すべての教科書を対象とする客観的データの提供である限り、独禁法が禁ずる行為とはまったく関係ありません。教育委員会の側からは、むしろ逆にどのような

教科書を望んでいるかをあらかじめ明らかにし、そのための評価方法を定め、選定委員に調査させ教科書の優劣をつけなければならないのです。

Q6. 教科書採択に関し、議会が教育委員会の採択に注文を付けることは、教育基本法第16条の定める「教育の不当な支配」、「政治介入」に当たる。

A6. 法的には注文をつけることを要請されている。主権者の信任を得た議会が、教育委員会に注文をつけるのはむしろ当然の責務である。

解説：平成25年10月30日、つくる会宮城県支部が紹介議員を得てかねてより提出していた「中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願書」が宮城県議会で採択されました。それともなって、地元弁護士会所属の人々や市民団体が宮城県議会に対し、設問に掲げたような趣旨の抗議文を出しました。

しかしそもそも「介入」とは何でしょう。東京都教育委員会の竹花委員が委員会会議でこう発言しているので紹介します。(平成25年7月25日 第13回定例会議録から)

「元来、他の人に権限があるのに、権限のない者がものを言っていくというのを介入と言います。教科書の採択については、今申し上げたように、東京都教育委員会が責任と権限に基づいて決定するものがあります。したがって、介入という言葉は全く不適切でありますので、その点をよく踏まえた上で報道についても取扱いを願いたい。」

自治体住民が法令に則り請願する行為は何ら不当ではなく、批判は当たりません。関連法令に準拠して行う請願ならばこそ、民主的に選挙で選ばれた議会が、住民からの請願を採択決議したのです。行政機関たる教育委員会に教育基本法を遵守した教科書を採択し、そのための評価方法の準備を求める要請も、違法どころか法令、教育基本法第16条の予定するところでもあります。いうまでもなく、地方議会は住民の意思を体して審議を行い、条例などを提案・議決する権限を有し、さらには執行機関を監視する役割があります。適正な教育が行われているかに注意を払い、時に是正を求めることは議会の当然の責務です。

「不当な支配」あるいは「政治介入」というのは、むしろ「下都賀事件」(平成13年)に見られるような組織的・暴力的採択妨害行動であり、こうした行動こそ、一部左派政治家や過激な政治活動家たちによる典型的な「不当な支配」であり、「政治介入」となるものでしょう。平成13年や平成17年当時、東京都杉並区において区役所を包囲し大音量で集会を開いては、扶桑社(当時)の教科書を採択するな、と実力行使で迫ったことも「不当な支配」であり、「政治介入」でしょう。

Q7. 観点別比較段階評価方法は、自由社の教科書に誘導するためのものだ。

A7. 観念的、主観的な評価で万人を納得させることは難しく、定量的、客観的な評価にならざるをえない。その点、学習指導要領に準拠した観点で比較評価することこそ文部科学省の教科書改善のための指針通りである。

解説：これはまったくの言いがかりです。観点別比較段階評価方法という観点は、学習指導要領の「内容の取扱い」に準拠したものなのです。学習指導要領の規定の中でこれまで事実上軽視されるか無視されてきた観点を正面から捉えなおして指摘したものにすぎません。この観点を編修趣意書に盛り込むなり、検定基準として示すなりしておけば、教科書調査官がもっと厳密に検定することになり、問題は解決していたかもしれません。したがってここで強調すべきは、この観点別比較段階評価方法こそ採択現場でも同様に採択基準として活用すべきだということです。

中学校学習指導要領解説(社会編)には、「～人々の努力、～の役割に」「気付かせる、考えさせる」という表現が随所に見られます。

神話（記紀）、幕末～明治の近代化、国防と国際貢献、を例に挙げましょう。

○古代までの学習においては、考古学などの成果の活用を図るとともに、後に古事記・日本書紀などにまとめられた「神話・伝承などの学習」を通して、当時の人々の信仰やものの見方などに気付かせることに留意する。

○「開国とその影響」については、欧米諸国のアジア進出と関連付けて取り扱うようにし、幕府が対外政策を転換して開国したことと、その政治的及び社会的な影響を理解させ、それが明治維新の動きを生み出したことに気付かせる。

○「明治維新」については、複雑な国際情勢の中で独立を保ち、近代国家を形成していった政府や人々の努力に気付かせる。

○「我が国の安全と防衛及び国際貢献」の項目では、各国が自国の防衛のために努力を払っていることに気付かせるとともに、国際情勢の変化の中、自衛隊が我が国の防衛や国際社会の平和と安全の維持のために果たしている役割、日米安全保障条約などにも触れながら、平和主義を原則とする日本国憲法の下において、我が国の安全とアジアひいては世界の平和をいかにして実現すべきか、また、さらに我が国が行っている世界の平和と人類の福祉に貢献している様々な国際貢献について考えさせる。

以上のように掲げられています。

そこで紹介しますが、つくる会宮城県支部の「中学校で使用する歴史・公民教科書の採択に関して宮城県教育委員会の指導強化を求める請願書」で例示されている以下の観点項目こそ、学習指導要領で規定されているながら、実際は無視され、軽視されてきたものです。教育基本法遵守という方針の下では必ずや記述されなければならない項目ばかりであることがおわかりになるでしょう。

(1) 歴史教科書においては、①神話、②天皇、③大和朝廷、④古事記・日本書紀・万葉集、⑤元寇、⑥文禄・慶長の役、⑦幕末・明治維新、⑧日清・日露戦争、⑨韓国併合、⑩日中戦争、⑪大東亜戦争、⑫占領統治時代、等々

(2) 公民教科書においても、①宗教・家族、②愛郷心と愛国心、③公共の精神、④国家論、⑤自衛隊、⑥公共財の捉え方、⑦日の丸と君が代、⑧領土問題と日本人拉致問題、⑨沖縄の米軍基地、⑩国際連合・核兵器問題、⑪日本の歴史と立憲主義、⑫大日本帝国憲法、⑬日本国憲法の成立過程、⑭天皇、⑮平和主義と自由主義、⑯在日韓国人・朝鮮人・アイヌ、⑰間接民主主義と直接民主主義、⑱市場経済と計画経済、等々

Q 8. 学界・学会の通説に従うべきではないか。

A 8. 学界、学会が戦後に国際共産主義の影響を受け、公正な判断を失っていることは多くの国民の承知するところです。これに振り回されている通説であれば、参考にしないのは当然である。

解説：学界や学会が一般社会に対して信頼を裏切ることの多いことは、よく知られています。平成18年に教育基本法が制定後約60年ぶりに全面改正になりましたが、これに先立って、教育学界では主要な15の教育学会が共同して、平成14年12月から平成15年3月にかけて「教育基本法改正問題を考える」と題する公開シンポジウムを計3回開催しました。そして弁護士1人を含む計12人の研究者が提案者として見解を公表しましたが、全員が教育基本法改正反対論者でした。公開シンポジウムで12人登壇し、全員が教育基本法改正反対では学会の研究シンポジウムにはなりません。学会としてはあってはならない政治活動にほかならないといわざるをえません。このような学会運営で学会は権威を持つことができるでしょうか。

学界や学会の通説とは、学界や学会における有力な説ということですが、上記のような学会運営の実態を見ればわかるように、学界や学会の通説に無条件に信頼を置くことはできません。

歴史学界でも、自虐史観の病根になっているといえる「南京事件」や「慰安婦」の問題で、ありえな

い誤った認識がなお多くの研究者によって保持されています。その際、誤った認識だと一般の人や他の研究者が指摘しても誤った認識を保持する研究者は認識を改めようとはしません。政府の予算で運営されている日本学術会議がありますが、その公共性ゆえに公開討論を企画するなどして問題解決に踏み出すべきではないでしょうか。

通説に関する学界や学会の問題は根が深いので、もう少し詳しく見てまいりましょう。歴史学界、教育学界などは戦後一貫して左翼（共産党・岩波講座派）支配下にあり、学界や学会の通説といっても額面通りには受け取れません。『20世紀日本の歴史学』（吉川弘文館 平成15年）という書物を出版した永原慶二という一橋大学名誉教授（故人）は、歴史学研究会委員長、日本学術会議会員等を歴任した歴史学界の重鎮ですが、彼は「日本の歴史学は『東京裁判』によって正しい歴史の見方を教えられた、正確に言うならば、それを通じて『十五年戦争』の歴史認識への道が拓かれることになった、そして『つくる会』の教科書の記述を、史実を歪曲し『歴史の修正』をあえて行おうとする非学問行為である」と論難しています。学界にはこういう歴史観の学者が多数を占めています。

実際、宮城県議会文教警察委員会（7月19日）では、堀尾輝久東大名誉教授が参考人として意見を述べましたが、彼も同類であり、元日本教育学会会長、元日本教育法学会会長、民主教育研究所代表運営委員という肩書を持ち、ずばり日本共産党系出版社から多数の論文を出している人です。研究手法においても、特定の研究者の研究を無視し、研究手法の上でも公正な手法を取っておらず、研究者としての資格にも疑問があるという指摘もあります。教科書裁判で有名な家永三郎は多くの門下生を排出し、学校教員や教科書執筆者となっています。

一方、「つくる会」の教科書は、そうしたしがらみのない学者、研究者が執筆していますから、新しい研究資料に基づいて、また伸びやかに日本の伝統文化を描き上げ、教育基本法や学習指導要領に遵守した、正当な教科書作りができます。

Q 9. 学習指導要領では、「言語活動」を重視しているが、自由社はその点では評価が低い。

A 9. 自由社の教科書はけっして「言語活動」を軽視していない。カウントの仕方によって少なく見えただけである。また、「言語活動」は教員の指導方法を含む学校授業全体に関わることであり、教科書はその一手段であって、大事なことは、まず基礎を正確に理解させることである。自由社はその点、本末転倒をしないように留意している。「言語活動」に依拠する姿勢は、本質から逃避または隠蔽するものである。なお、一般的に言って、特定教科書を採択しないようにするため、当該教科書の難点を探し出して、それを後から評価基準に加えるのは、後出しじゃんけんのようなもので公正な採択の仕方ではない。

解説：「言語活動」はかなり誤解が生じている部分ですから詳しくご説明します。確かに学習指導要領の冒頭部分の第1章総則に「言語活動」が書かれています。それをもって教育委員が「言語活動」の多いとされる教科書に高い評価を与え、自由社教科書に低い評価を与えたことは随所でうかがえます。

そもそも「言語活動」とは何でしょう。少子化やグローバル化で激変する社会で役に立つ学力として、知識の量ではなく、子供たちが主体的に考える力を重視する新たな学力観を学習指導要領が採用したのは平成元年のことです。文部科学省は思考力の育成を目指してきました。このため、最新の小中学校、高校の学習指導要領では、これまで国語科に委ねられることが多かった思考力や表現力の養成について、「全教科で行う必要がある」などと明記しました。

そのため、全教科の教科書について、本質的な教科書の記述内容の差よりも、「～してみよう」式の設問がどれほど多く設けられているかに注目することになるのですが、しかしそこでいう「言語活動」は、各学校の授業における教師の指導方法のことを言っているのであり、必ずしも教科書に記載するようにと直接に言っているものではありません。

教育委員会が最終的に高評価を与えた教科書は、單元ごとに漫画のような吹き出しを用い、「調べよう」「チャレンジ」などといかにも調べ学習（言語活動）の箇所（ページ）数が多く出現するような体裁を取っています。一方自由社は各章の「まとめ」のところで、「時代比較の問題」、「人物比較」、「『ひ

とこと』作文」、などのようにまとめて記載しているために、一見出現箇所数が少ないように見えたのです。しかし、内容的に見れば他社の教科書よりも言語活動はむしろ豊かだと言えます。

教育委員会が「言語活動」を教科書採択の基準にするというのなら、教科書作成の段階の前から明示しておくべきです。さもないと後出しじゃんけん（事後法の裁き）の誹りを招きます。

このことに限らず、あらかじめ入念に検討し、公正に定められた採択要綱や選定資料作成基準等、評価基準を明示しないでおいて、採択の場で思いつきのような恣意的な評価をすることは決してあってはならないことです。このような弊害こそが、教科書の改善を妨げてきたと言わなければなりません。

Q10. 「つくる会」はどのような教科書をつくり、どういう子供を育てようとしているのか。そして教科書採択はどうあるべきだといっているのか。

A10. 教育基本法や学習指導要領にあるように、子供たちが日本国民として自信と誇りを持って世界に寄与できるようにそのための基礎的な知識と思考力を養うため、歴史・公民教科書づくりを行っている真面目な団体である。

教科書採択については、教育基本法を遵守した教科書を採択すべきだということを第一の眼目とし、教育委員会は、そのための方針を事前に立てて公表し、そしてさらにそのことが容易に判明する評価方法を、採択期間に入る前に準備して明らかにすべきだと主張している。

解説：「つくる会」は教科書採択に関して何を訴えたいのか。それをまとめると以下の通りです。

- 1、検定合格した教科書といっても、それは検定合格の範囲にあるということの公的認定に過ぎず、現状の教科書検定制度によれば教科書によって教育基本法遵守の度合いに大きな質の差が生じている。
- 2、教科書は社会的存在であり、戦後の占領体制や冷戦イデオロギー、あるいは近隣諸国との歴史認識の軋轢などに晒されている。そして検定そのものにかかなりの外交的・政治的制約が課せられているが、正しい教科書を生み出すためにはそうした制約の排除が不可欠である。
- 3、教育委員会は、教育基本法を遵守した教科書を採択する方針を事前に立ててそれを公表しておくべきである。
- 4、改正教育基本法や改訂学習指導要領に沿った教科書を選択するためには、そのことがよくわかるように、より具体的な項目をもってその比較段階評価を行い、準拠の度合いを客観的に判定すべきである。
- 5、そのための最も明解かつ合理的な方法として観点別比較段階評価方法があり、教育委員会は選定資料作成に先立って事前に採択基準を定め、そしてその中に観点別比較段階評価方法を盛り込むべきである。
- 6、採択期間に入る前であっても、採択期間中であっても、必要によっては教育委員会は採択のための絶対要件を示して、望ましくない教科書の採択は行わないようすべきである。